

さいたま市監査委員告示第40号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年4月7日付けさいたま市監査委員告示第14号で公表した定期監査の結果に基づき、教育委員会教育長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和7年7月2日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	都	築	龍	太

指摘事項措置報告書

教育委員会事務局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 支出事務</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条、第6条及び第10条によれば、支払の時期は相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日以内、その他の給付に対する対価については30日以内、対価の支払の時期等を書面により明らかにしないときは15日以内とされており、同法第14条によれば、地方公共団体のなす契約に準用することとされている。しかし、以下の(1)から(5)までにおいて、請求書を受領した後、支出事務を長期間行っていないかった。また、遅滞していた事務処理を行うに当たり、支払遅延とならないよう、請求書に事実と異なる受領日を記載していたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(1) 消耗品費（再生トナー等）</p> <p>(2) 印刷製本費（卒業証書）</p> <p>(3) 修繕料（充電式生垣バリカン修繕等）</p> <p>(4) 手数料（教育用プロジェクタ移設業務）</p> <p>(5) 原材料費（鍋小ねじ）</p> <p style="text-align: right;">【春野小学校】</p>	<p>1 支出事務</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律に則った適正な事務処理を行うため、根拠条文を基に管理職が支出事務に携わる職員に研修を実施しました。</p> <p>また、支払遅延とならないよう再発防止策として、月に2回、管理職による支出事務の執行状況確認を実施するよう改めました。</p> <p style="text-align: right;">【春野小学校】</p>